

鹿児島県支部

障がい者授産施設経営革新調査研究

平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、授産施設の利用者の自己負担が応能負担から応益負担へ（利用料の 1 割負担＋給食費等の実費負担）に変わり、これまで利用者の生計は月額 20,000 円のマイナス（障害年金 66,008 円＋工賃収入 12,000 円－標準生計費 98,000 円）になっていたのに、新たな負担（標準生計費には織り込み済み）が生じたことで、利用者やその保護者の不満が高まっております。

政府は、その対策として「福祉から雇用へ」の推進 5 ヶ年計画を策定して、各都道府県に「工賃倍増計画」の策定を求め官民一体となって、今後 5 年間で利用者の平均工賃の倍増化に取り組むことを打ち出しました。そのことから、全国の障害者授産施設においては、利用者が自立した生活をするために、工賃水準のアップが課題となってきております。

そこで、まず障害者授産施設の実態をつかむために県内の就労系事業所 102 施設のすべてにアンケート調査を実施し、そのなかの 6 つの施設に訪問ヒアリングを行いました。

今回の調査研究で、中小企業診断士が授産施設の診断・指導に当たる際に事前に心得ておくべき事項として、日本の社会保障制度や授産施設の特性を確認、さらには、施設の工賃向上の支援方策を確立すること等を目的に、研究を行ってきました。

(1) 日本の社会保障制度と戦後の社会保障給付費の推移について、さまざまな法律の制定や、時代背景の変化と年金・医療・福祉その他の社会保障給付費の実績の推移を確認しました。

(2) 社会福祉法等、法律改正後の対応と障害者自立支援法において、障害者自立支援法の成り立ちや法律の内容・目的、授産施設のおかれた立場・特性を理解し、その改善策を模索しました。

(3) アンケート調査結果と所見で、アンケートの集計分析を行い、授産施設には施設の収入源となるお客様「利用者」と利用者の作品を買っていただく「一般の購買客」の 2 つのお客様がおられること、授産事業の業務が一般企業の下請け的な作業が多く、あらためて利益率の低さを感じました。

(4) 訪問した授産施設の現状と課題の検討においては、一般企業に勝るとも劣らない畜産事業の見聞、開設間もない施設の施設長が利用者のために献身的に努力される姿を拝見し、元気づけられました。

(5) 工賃倍増具現、ステップアップ 5 つの提言において、施設の工賃向上に向けた具体的な取り組み方について 5 段階のステップを提案しております。

(6) 福祉における事業の未来を創るにおいては、授産事業の一番大きな課題であります、福祉（社会主義的）と経営（市場経済等資本主義的）は相反するものではなく、必ず両立できることをわかりやすく説明し、また経営の考え方を基本に立ち返ってわかりやすく説明させていただいております。

今回の調査研究から、授産施設がソロバン片手に本来の福祉事業（介助）を行わなくてはならない立場にある状況を十分に理解し、その尊さを称えながら、市場経済の醍醐味を味わう喜びを伝えて行くのが、我々中小企業診断士の役目であると確信しました。